

## 職務内容書（理事長）

### 【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人日本貿易振興機構 理事長

独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）は、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、これらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的として、平成15年10月に設立された。

今回公募する理事長は、経済産業大臣が定める機構の中期目標を達成するための基本的な経営方針を立案し、その確実な実施のために機構が全世界で行う業務を総理する。その際、我が国産業界を代表して外国政府の首脳、閣僚等との折衝や、我が国企業の事業獲得を支援するための働きかけ等を行う。同時に、対日直接投資や我が国企業の海外展開の旗振り役として、広範な関係者を強いリーダーシップで引っ張ることが求められる。機構のこれらの事業の推進に当たっては、国の諸政策及びその背景を十分に理解しつつ、機構の人材等のあらゆるリソースの力を最大限に引き出し、業務・経営改革に不断に取り組む。

### 1. 機関名：独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）

（法人の業務概要）

機構は、昭和33年に設立された日本貿易振興会を前身として設立された独立行政法人であり、60年以上にわたって日本の貿易投資の促進を担ってきた。機構は、55か国76か所の海外事務所および48か所の国内事務所をはじめとする広範なネットワークを活用し、中期目標で求められている業務（次期中期目標の柱は、資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化、農林水産物・食品の世界市場展開の促進、中堅・中小企業など海外展開支援、日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応の予定）を行うことが、機構の基本的な業務である。

主な業務内容は以下のとおり。

#### （1）資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化

対日直接投資、日本のスタートアップの海外展開、日本企業と海外企業の協業・連携、高度外国人材の活躍推進の支援を行い、資本・技術・人材が国内外で循環するエ

コシステムの形成・強化に貢献する。

(2) 農林水産物・食品の世界市場展開の促進

これまでの知見と国内外のネットワークを活かし、政府、自治体、業界団体等と連携しながら、農林水産物・食品の輸出の支援を行う。

(3) 中堅・中小企業など海外展開支援

中堅・中小企業等の海外展開を推進するため、自治体を含む関係機関等と連携しながら、ニーズや進出段階に応じた支援を行う。

(4) 日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応

機構の人材、海外とのネットワークを活かした調査・分析活動を実施し、民間企業等に対する情報提供や、国内外政府への政策提言活動を行う。

2. ポスト：理事長

(任期4年：令和5年4月1日～令和9年3月31日※)

※独立行政法人通則法第21条第1項の規定に基づき、任命の日から経済産業大臣が指示する中期目標の期間の末日まで。

3. 職務内容

理事長は、主務大臣の定める中期目標の達成のための中期計画を着実に実現するため、機構の基本的な経営方針を立案し、機構全体の運営管理を総理する。また、機構を代表して、諸外国の政府及び政府関係機関、国内外の民間企業や地方自治体のトップ等との交渉調整に当たる。

(1) 外国政府要人等との折衝

日本経済の活性化のためには、経済のグローバル化に対応した我が国企業の海外展開等を促進することが鍵となっている。その際、新興国等の市場においては数多くの政府規制等のために、海外展開が順調に進まない場合が多い。理事長は、機構が組織全体として、かかる諸問題に直面する我が国企業・産業界の課題を把握し、更にその解決に向けて動けるように職員の意識を醸成し、体制を構築するのみならず、外国政府の首脳、閣僚、政府関係機関のトップ等に対して自ら折衝することで、局面の打開を図ることも求められる。

また、途上国政府等の高いレベルから我が国に寄せられる貿易・投資に係る協力要請の窓口となり、それらへの対応を機構として行い、あるいは機構が応援することで、将来に向けて、我が国にとって良好な経済環境を構築することも重要な役割となる。

以下は、上記の様々な役割を果たすために、理事長が実際に会談を行った外国首脳を例示したものである。

(参考) 平成31年度以降の理事長と各国首脳との会談実績

○平成31(令和元)年度

- 4月 グエン・スアン・フック ベトナム首相
- 4月 キャリー・ラム 香港特別行政区行政長官
- 5月 フン・セン カンボジア首相
- 5月 ロドリゴ・ドゥテルテ フィリピン大統領
- 5月 マハティール・ビン・モハマッド マレーシア首相
- 5月 トンルン・シースリット ラオス首相
- 6月 シリル・ラマポーザ 南アフリカ大統領
- 6月 アブドゥルファッターハ・エルシーシ エジプト大統領
- 6月 ソムキット・チャトゥシーピタク タイ副首相
- 7月 グエン・スアン・フック ベトナム首相
- 7月 エリヨール・ガニーエフ ウズベキスタン副首相
- 8月 アンジ・ニリナ・ラジョリナ マダガスカル大統領
- 8月 アマドゥ・ゴン・クリバリ コートジボワール首相
- 8月 アブドゥルファッターハ・エルシーシ エジプト大統領
- 8月 シリル・ラマポーザ 南アフリカ大統領
- 8月 ナナ・アド・ダンクワ・アクフォ＝アド ガーナ大統領
- 8月 アビィ・アハメド・アリ エチオピア首相
- 8月 プラヴィン・クマール・ジャグナット モーリシャス首相
- 11月 ソムキット・チャトゥシーピタク タイ副首相
- 12月 シャフカト・ミルジヨエフ ウズベキスタン大統領
- 12月 ハサン・ローハニ イラン大統領
- 1月 キャリー・ラム 香港特別行政区行政長官
- 2月 ソムキット・チャトゥシーピタク タイ副首相

○令和2年度

コロナ禍のためなし

○令和3年度

- 11月 ファム・ミン・チン ベトナム首相
- 11月 ナナ・アド・ダンクワ・アクフォ＝アド ガーナ大統領
- 11月 マハムドゥ・バウミア ガーナ副大統領

○令和4年度

- 4月 スパッタナポン・パンミーチャウ タイ副首相
- 9月 ナタリア・ガブリリタ モルドバ首相

## (2) 対日直接投資や日本企業の海外展開を促進する旗振り役

対日直接投資の促進は、政府の成長戦略である「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」における主要な政策目標となっている。機構は、対日直接投資の促進をその主要業務としており、外国企業に対する誘致活動や日本における拠点設立支援を行っている。理事長は、対日直接投資の促進の旗振り役として、各国におけるビジネス環境の変化や、外国企業による規制緩和などの要望を踏まえて、日本政府に対して政策提言を行うとともに、政府トップと緊密に連携するとともに、日本の魅力を外国企業等に発信し、真に日本経済の競争力強化に繋がる事業を呼び込む観点で、攻めの誘致活動を行うことが求められる。また、地方自治体の首長や経済界を巻き込んで、地域における外国企業の誘致活動をレベルアップしていくことも重要な役割となる。

さらに、政府の成長戦略では、対日直接投資の促進に加えて、スタートアップの海外展開支援、越境ECの活用や高度外国人材とのマッチングを含む中堅・中小企業等の海外展開支援、海外現地における日本企業のビジネス支援体制の強化において、機構が役割を担うことが明記されている。また、改正輸出促進法（令和4年5月25日公布）において、機構と認定農林水産部・食品輸出団体の協力に係る努力義務規定が措置され、令和4年6月に改訂された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」では、認定輸出促進団体等と連携した農林水産物・食品の輸出拡大について、機構が役割を担うことが明記されている。

理事長は、これら日本企業の海外展開促進の旗振り役として、地方自治体、経済界、業界団体やVCなどのスタートアップ関連企業等の枢要な者を説得、鼓舞し、政策目標に向かって様々な関係者を強いリーダーシップで引っ張っていく役割を担っている。

上記の様々な役割を果たすためには、グローバル経済における競争が激化する中で、日本及び日本企業が置かれている状況と課題を適切に認識し、危機感を抱きながら、海外のあらゆる資源や市場を活用して日本経済を活性化するための優れたビジョンを持って、それを広く社会に効果的に打ち出して実現することが求められる。

## (3) 国の通商、経済政策等に即した形で、機構の事業を不断に方向付け

世界の主要国の多くは機構と同様の公的貿易・投資促進機関を持ち、激しく競い合っている。機構は、対日直接投資やスタートアップの海外展開の支援等を含む、資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化、農林水産物・食品の世界市場展開の促進、「新輸出大国コンソーシアム」における販路開拓支援、越境ECの

活用等を含む、中堅・中小企業など海外展開支援の他、日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応に向けて諸事業を進めており、関連する政策分野は広範である。理事長は、政府及び諸関係機関との適切な関係を維持しながら、国の通商、経済政策及びその背景を十分に理解し、機構の事業がそれら各種政策の前進に寄与するよう、組織をリードする。

#### (4) 機構の組織を適切に運営しつつ、不断に業務・経営改革を進める

機構は国内外合わせて約130の活動拠点を有し、常勤の職員だけで1,800名以上の人員を要している。しかも、国内採用職員約1,300名のほぼ全員が大卒以上、約4割が三言語以上を操り、国、地方自治体、各種業界団体、金融機関等の多様なバックグラウンドを有している。理事長は、それらの人材が主体性をもって能力を指揮できるよう、組織体制やマネジメント手法の改善を行いつつ、機構自身のデジタル化も推進しながら、機構がこれまで培ってきた経験や知識、人脈やブランド等を含めたリソースを最大限に活用して、より効果的・効率的なサービスを実現すべく、機構をトップマネージャーとしてリードする。

また、限られた人員・時間・資金の中で、多くの政策課題において機構が役割を求められる中で、日本企業・経済の競争力強化という観点から優先順位をつけた上で選択と集中を行い、メリハリのある事業経営を行う。

さらに、法令遵守を徹底し、独立行政法人に係る諸制度や行政改革の方針等を的確に理解しつつ、激変する国内外の情勢変化を踏まえ、柔軟に、かつ強いリーダーシップを持って、業務・経営改革に不断に取り組む。

##### (参考) JETRO の組織体制概要

職員数 1,859名(令和4年4月1日現在。その他に非常勤職員等500名程度)  
本部(東京)、大阪本部、アジア経済研究所(幕張)、日本食品海外プロモーションセンター(JFOOD0)(東京)

国内事務所 48か所(貿易情報センター)

海外事務所 55か国、76か所

#### 4. 必要な資格・経験等

- ・ 原則として任期満了時点で70歳未満であること。(閣議決定に定められた要件)
- ・ 経済産業大臣が定める中期目標の達成に向けて、強いリーダーシップと改革意欲をもって業務・経営改革に不断に取り組むことができる高い見識と調整能力を有すること。
- ・ 自らのリーダーシップで外国政府の首脳、閣僚、政府関係機関、外国企業のトップ等と直接に折衝、働きかけ等を行って必要な成果を挙げるとともに、良好な関係を維持・

発展させることができる十分な能力と経験を有していること。

- ・ 日本経済及び地域経済を活性化するための明確なビジョンを持って、地方自治体の首長や経済界等の枢要な者に働きかける能力と知見を有していること。
- ・ 経済、中小企業等に対する深い知識や経験を有しており、対日直接投資や日本企業の海外展開の促進のための旗振りを効果的に行うのにふさわしい人脈、経験等を有していること。
- ・ 貿易、投資分野を取り巻く国際及び国内経済情勢に通じるとともに、それらの分野に関連する広範な政策分野や諸制度に係る知識ないしは関心を有しており、それらの政策の方向性に沿った形で、事業の方向付けができる能力を有していること。
- ・ 民間企業、団体、国、地方自治体等において、相応の規模の組織全体を見渡す立場に立って経営を行う経験を十分に積んでおり、機構のトップとして経営を行うだけの能力を十分に有していること。
- ・ 中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、理事長在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。

## 5. 勤務条件

### (1) 勤務条件

- ・ 勤務形態：常勤
- ・ 勤務地：本部（〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル）
- ・ 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・ 給与：年収約2,217万円（税込み。令和3年度実績。業績により変動する。）  
及び通勤手当
- ・ 福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断（1回）
- ・ 危機管理：海外在留邦人・企業が巻き込まれるような危機・災害が発生した際には24時間体制で勤務を行う場合あり

### (2) 選考方法

- ・ 公募により以下のとおり選考する。
  - ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
  - ② 二次選考（面接審査）
  - ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て経済産業大臣が任命

※公募による手続きで適任者が選考できなかった場合には、別途、外部の有識者による推薦の手続きにより選考を行う場合がある。

## 6. 応募方法

### (1) 応募書類等

#### ①履歴書

- ・ 顔写真を貼付すること。
- ・ 学歴は義務教育終了時から年代順に記入すること。
- ・ 職歴は、会社(又は法人)名、所属部課名、役職名、職務内容、所属組織の概要(規模、職責等)等を記入すること(このうち、職務内容と所属組織の概要・規模・職責等は別添として記載すること)。
- ・ 連絡用の携帯番号及び電子メールアドレスを記入すること。

#### ② 自己アピール文書(A4(40行×40字)で最大5枚。自らがこのポストに適任であることをポイントごとに簡潔にまとめること。)

### (2) 応募先

#### (郵送の場合)

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省大臣官房秘書課制度担当

※ 封筒表に「独立行政法人日本貿易振興機構 理事長応募書類在中」と朱書きしてください。

#### (メールの場合)

e-mail : houjin-yakuin-jinji@meti.go.jp

※ 件名に「独立行政法人日本貿易振興機構 理事長応募」と記載してください。

※ 応募書類等のデータを添付してお送りください

### (3) 応募期限

令和4年12月15日(木) 必着

## 7. 欠格事由等

独立行政法人通則法の役員欠格事由に該当する場合は、理事となることはできない。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできない。

### 【参考】

#### ○ 独立行政法人通則法

(役員の欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の兼職禁止)

第五十条の三 中期目標管理法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

8. 問合せ先

経済産業省大臣官房秘書課制度担当

電話番号：03-3501-1511（内線：2071）

e-mail：houjin-yakuin-jinji@meti.go.jp

このほか、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL：[http://www.cas.go.jp/jp/doppou\\_koubo/tsuusokuhou\\_bassui.html](http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html)